

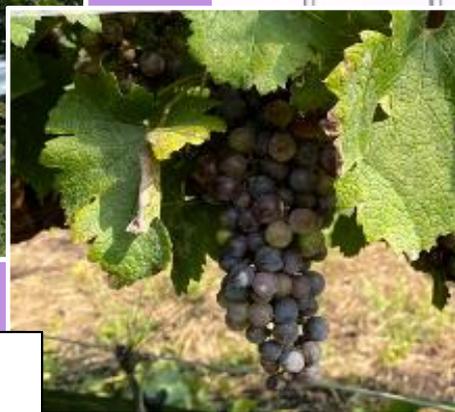
鳥取県
琴浦町



ぶどう畑と ワイナリーで働こう！

地域おこし協力隊員

ぶどう栽培とワイン醸造を学びたい人を募集しています



【農業体験ツアー参加者募集中！】

**開催日：令和8年3月20日(金)
～22日(日)**

申込期限：令和8年3月12日(木)

体験ツアー
お申込みは
こちらから



研修から雇用まで安心の支援体制

● 農業や醸造の経験がなくても大丈夫

ワイナリーでぶどう栽培とワイン醸造の指導を受けながら働きます。

● 研修中の生活も安心

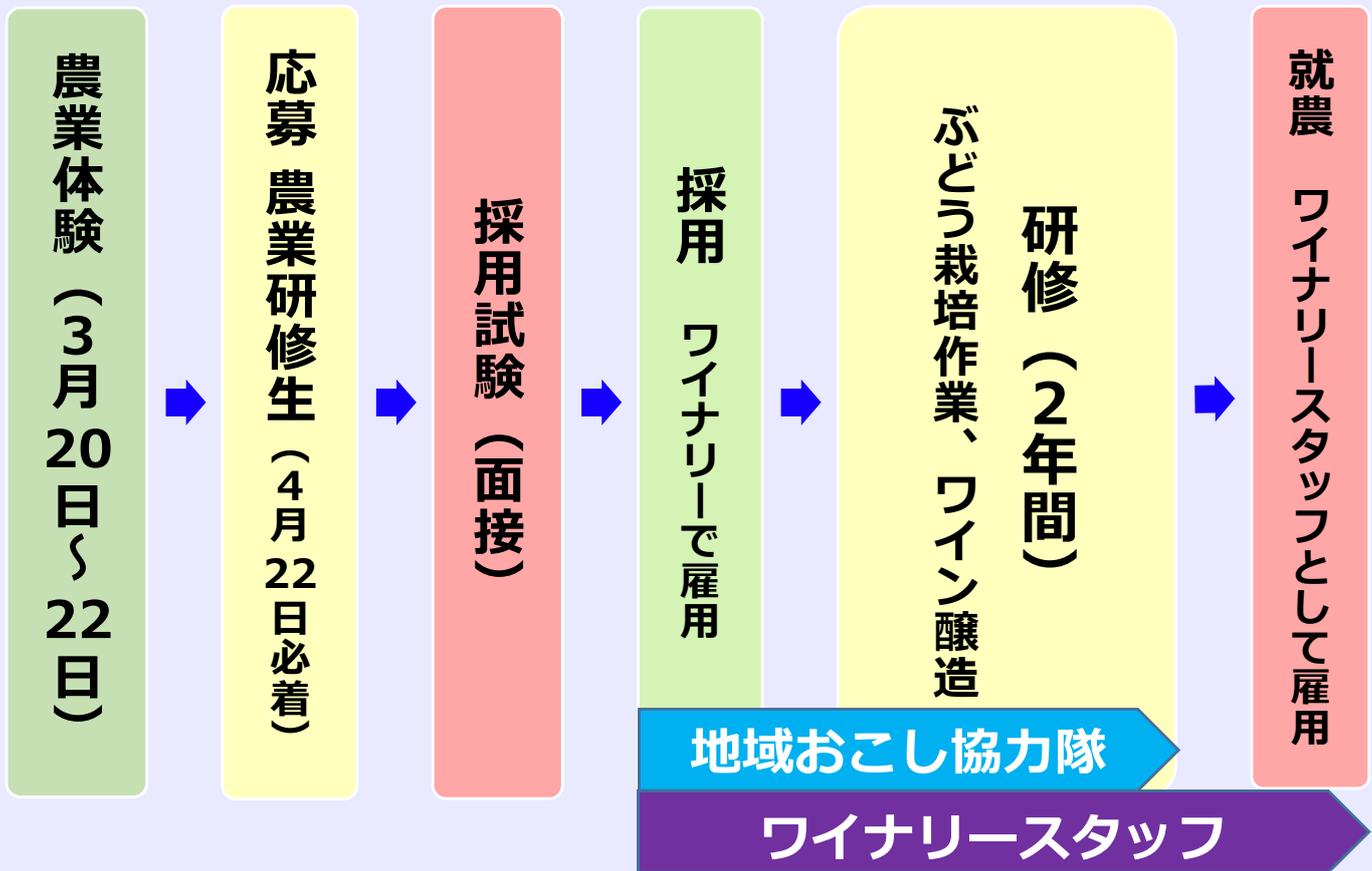
ワイナリーに雇用されて研修を受けるので、研修期間も給料が支給されます。その他、住居や社用車も準備します。

● 研修後の雇用も約束

研修後もワイナリーのスタッフとして雇用され、引き続きぶどう栽培、ワイン醸造を行います。

鳥取県琴浦町

農業研修生（地域おこし協力隊）になるまで



【雇用条件】

- ・賃金及び一時金 受入事業所の規定による ・社会保険加入
- ・研修時間 週37.5時間（農繁期は変更あり）
- ・住宅は雇用会社で確保、家賃助成あり ・社用車貸与

【応募条件】

※こちらは、農業研修生の応募条件であり、体験ツアーの応募条件ではありません。

- (1) 概ね40歳以下で就農意欲が高い方
- (2) 研修を行うワイナリーと雇用契約を締結できる方
- (3) 三大都市圏をはじめとする都市地域等から、研修開始時に琴浦町に住所を移し、居住できる方
- (4) 普通自動車免許を有している方
- (5) 琴浦町での研修及び就職について家族の理解が得られている方
- (6) 地域の活動等に積極的に取り組む意欲のある方
- (7) 草刈機、チェーンソーなどの軽微な農業用機械の操作が可能な方
- (8) 琴浦町主催の農業体験ツアーに2日以上参加できる方（3月20日～22日に開催します体験ツアーに参加していただくことでこちらを満たすことができます。）
体験会の日程で都合がつかない場合は、ご相談ください。
- (9) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者

まずは農業体験から!ご希望の方は下記までご連絡ください

【問合せ・申込み先】

琴浦町役場 農林水産課

TEL：0858-55-7802

e-mail：nourinsuisan@town.kotoura.tottori.jp

〒689-2501 鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1140-1